○兵庫県立の高等学校及び中等教育学校の授業料等の免除及び減額に関する規則

昭和36年10月16日教育委員会規則第18号

改正

昭和38年4月1日教育委員会規則第3号昭和43年3月30日教育委員会規則第8号昭和44年3月29日教育委員会規則第13号昭和45年4月1日教育委員会規則第13号昭和46年3月31日教育委員会規則第3号昭和55年3月28日教育委員会規則第3号平成7年1月31日教育委員会規則第3号平成13年3月26日教育委員会規則第12号平成18年12月26日教育委員会規則第15号平成25年3月29日教育委員会規則第15号平成28年12月20日教育委員会規則第12号

兵庫県立高等学校の授業料の免除及び減額に関する規則をここに公布する。

兵庫県立の高等学校及び中等教育学校の授業料等の免除及び減額に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、兵庫県立学校授業料等徴収条例(昭和37年兵庫県条例第47号。以下「条例」という。)第13条の規定に基づき、条例第11条の規定による兵庫県立の高等学校及び中等教育学校(以下これらを「学校」という。)の授業料、入学考査料、入学料及び受講料(以下「授業料等」という。)の額の全部を免除すること(以下「免除」という。)及び一部を免除すること(以下「減額」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(授業料等を免除又は減額することができる者)

- 第2条 兵庫県教育委員会(以下「県委員会」という。)が授業料等を免除又は減額することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者(学校の授業料等について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第17条に規定する生業扶助を受けることができる者又はその者と同一世帯内にある者は除く。)とする。
 - (1) 経済的事情により学費の負担が著しく困難な者
 - (2) 前号に掲げる者のほか、教育上特に免除又は減額の必要があると認める者

(免除又は減額する授業料等)

- 第3条 県委員会が前条の規定により免除又は減額することができる授業料等は、次の各号に掲げる 区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 免除 条例別表に掲げる高等学校の授業料、中等教育学校の授業料及び条例第4条に規定する受講料
 - (2) 減額 条例別表に掲げる高等学校の全日制の課程及び専攻科の授業料並びに中等教育学校の 授業料
- 2 県委員会が減額する授業料の額は、条例別表に掲げる高等学校の全日制の課程及び専攻科の授業 料並びに中等教育学校の授業料の額の2分の1に相当する額とする。

(免除又は減額の手続)

- 第4条 授業料若しくは受講料の免除又は授業料の減額を受けようとする者(以下「申請者」という。) は、その保護者(親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。)と連署した申請書(別記様式)に 授業料若しくは受講料の免除又は授業料の減額を受けようとする理由を証する書類を添えて、在籍 する学校の校長を経て県委員会に提出しなければならない。
- 2 学校の校長は、前項の申請書を受理したときは、必要な事項を調査の上、県委員会に送付するものとする。

(免除又は減額の取消し)

- 第5条 授業料若しくは受講料を免除された者又は授業料を減額された者は、第2条の規定に該当しなくなつたときは、速やかにその旨をその在籍し、又は在籍していた学校の校長を経て県委員会に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出があつたとき、又は県委員会がその事由が消滅したものと認めるときは、 県委員会は、その免除又は減額の許可を取り消すものとする。
- 3 授業料若しくは受講料の免除又は授業料の減額の申請について虚偽の事実が判明したときは、県 委員会は、その免除又は減額の許可を取り消すものとする。

(権限の委任)

- 第6条 教育委員会は、条例及びこの規則の規定により、教育委員会の権限に属する事務を教育長に 委任する。
- 2 教育長は、前項の事務の一部を学校の校長に委任することができる。

〔補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、授業料等の免除又は減額に関して必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- この規則は、公布の目から施行し、昭和36年9月15目から適用する。
- 2 兵庫県立高等学校の授業料の免除及び減額に関する規則(昭和34年兵庫県教育委員会規則第11号。 以下「旧規則」という。)は、廃止する。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の規定により授業料の免除又は減額を受けている者は、当該免除又は減額の許可のあつた日において、この規則の規定により授業料の免除又は減額を受けたものとみなす。

附 則 (昭和38年4月1日教育委員会規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和37年10月18日から適用する。

附 則 (昭和43年3月30日教育委員会規則第8号)

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則 (昭和44年3月29日教育委員会規則第9号)

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (昭和45年4月1日教育委員会規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年3月31日教育委員会規則第3号)

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年3月28日教育委員会規則第9号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年1月31日教育委員会規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の目から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に作成している授業料等免除(減額)申請書については、当分の間、使用できるものとする。

附 則 (平成13年3月30日教育委員会規則第4号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年12月24日教育委員会規則第20号)

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月26日教育委員会規則第14号)

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成19年2月6日教育委員会規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の兵庫県立の中学校、高等学校及び中等教育学校の授業料等の 免除及び減額に関する規則第2条及び第3条の規定により授業料の免除又は減額の許可を受けてい る者の平成19年の4月分から6月分までの授業料については、改正後の兵庫県立の中学校、高等学 校及び中等教育学校の授業料等の免除及び減額に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例に よる。

附 則 (平成25年3月29日教育委員会規則第8号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月20日教育委員会規則第12号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別記様式(第4条関係)